

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(12) 道立病院局（医療職給料表(1)）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	職員数	うち暫定再	(人)	(%)	段階	
1級	医療業務を行う職務	9	13.2%	医師	6		9	13.2%	医師級	
				医長	3					
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務 を行う職務	10	14.7%	医長	10		10	14.7%		
3級	1 本庁の主幹の職務 2 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の副院長の職務 3 子ども総合医療・療育センターの部長、総合発達支援センター長、特定機能周産期母子医療センター長、循環器病センター長又は在宅支援室長の職務 4 医長又は主任技師の職務	40	58.8%	医長	29		29	42.6%	係長級	
				副院長	3		11	16.2%	課長補佐級	
				部長	5					
				子ども総合医療・療育センターに置くセンターのセンター長	3					
4級	1 医療指導参事、医療参事又は人材確保対策室長の職務 2 子ども総合医療・療育センター長の職務 3 病院長の職務 4 子ども総合医療・療育センターの副センター長、地域連携センター長又は医療安全推進室長の職務	9	13.2%	道立病院の長	4		8	11.8%	課長級	
				副センター長	2					
				室長	1					
				子ども総合医療・療育センターに置くセンターのセンター長	1					
				子ども総合医療・療育センターの長	1		1	1.5%	次長級	
合 計		68	100.0%							

備考 「うち暫定再」とは、地方公務員法改正附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第1項で規定する暫定再任用職員。